

予備回の申し込みをする方へ

「多子世帯の判定における一定程度の年収があるきょうだいの申告」ですが、**今回の予備回の申し込みにおいても同様に申告を受け付けています。**下記を御確認頂き、該当する場合、申告をお願いします。申告がない場合は「子ども」の数への加算はされませんので御注意ください。

【確認して頂くこと】

下図のYes/Noチャートを確認して、【Step 3】に当てはまるきょうだいがいる場合、申込者（高校3年のお子様）が日本学生支援機構のサイトに、きょうだいについて申告することで、多子世帯に該当する可能性があるとのことです。

【Step3】に当てはまるきょうだいとは

生年月日が2007年1月2日～2007年4月1日生まれで、
そのきょうだい年収123万円～160万円であるときです。

こちらに該当するきょうだいがいる場合は下図のQRコードから申告してください。

申告期間:2026年10月2日(金)～2026年10月30日(金)

多子世帯の判定における一定程度の年収があるきょうだいの申告		(別添)	
・ 修学支援新制度における授業料等減免やJASSOによる給付奨学金・貸与奨学金の「多子世帯」に該当するかどうかの判定のために、JASSOは申込者の世帯の「子ども」の数を確認します。 ・ JASSOでは、申込等の際に申込者自身や生計維持者のマイナンバーを提出していただきますが、申込者に「年収と年齢がある範囲にある申込者のきょうだいがいるかどうか」の情報を得ることができません。 ・ 下のチャートを参考に、該当するきょうだいがいる申込者は「多子世帯」の判定のために申告をしてください。			
あなた(申込者)に申告が必要かどうかの確認 Yes/Noチャート			
スタート 【Step 1】 あなたに、「2025年中の年収が160万円以下のきょうだい」が2人以上いる 今年ではなく、去年1年間の状況によります  NO	YES →	【Step 2】 「Step 1にあてはまるきょうだい」のうち、「年収が123万円を超えた人」が1人以上いる 時給1,200～1,500円のアルバイトを1日5時間、毎週4日※で該当します ※月収10～13万円程度  NO	
		YES →	【Step 3】 「Step 2にあてはまるきょうだい」に、次の生年月日の人がいる 2007年1月2日～2007年4月1日 YES ↓
NO ↓		NO ↓	
申告の必要はありません		きょうだいについて申告することで、多子世帯に該当する可能性があります。 JASSO HPをご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogaku/fu/kakei/hayamarc.html#18 	

フードデリバリーや業務委託契約などの事業所得は上記の年収にあてはまらない場合があります。不明な場合は、右記のホームページをご確認ください。

【注意】

- ・ 該当しない方は申告の必要はありません。
- ・ 今回の申告は、令和7年度税制改正にて新たに地方税法に特定親族特別控除が創設されたことに伴い、早生まれのきょうだいを持つ生徒が同学年の生徒との公平性を保つために確認するものです。不明な点は奨学金担当教務部：岩城までお問い合わせください（Tel0176-23-4181）